

第6章 景観形成重点地区の指定の考え方

6.1 景観形成重点地区の指定の方針

景観形成重点地区は、景観まちづくりを進める上で、特に重要で推進を図るべき地区として定めます。

景観形成重点地区については、三浦市都市計画マスタープラン等、関連施策との連携を図った上で、積極的に景観形成を進めるべき重要な地区の指定を目指していきます。

【景観形成重点地区で定める事項】

景観形成重点地区は、良好な景観形成を進めるために次の事項を定めることとします。

- ① 地区名称
- ② 範囲及び面積
- ③ 景観形成方針
- ④ 景観誘導指針
- ⑤ 景観形成基準
- ⑥ 届出対象行為
- ⑦ その他の必要事項



昭和風情のある街なみ（三崎二丁目付近）



三崎フィッシャリーナ・ウォーフ（うらり）付近



三浦海岸駅前



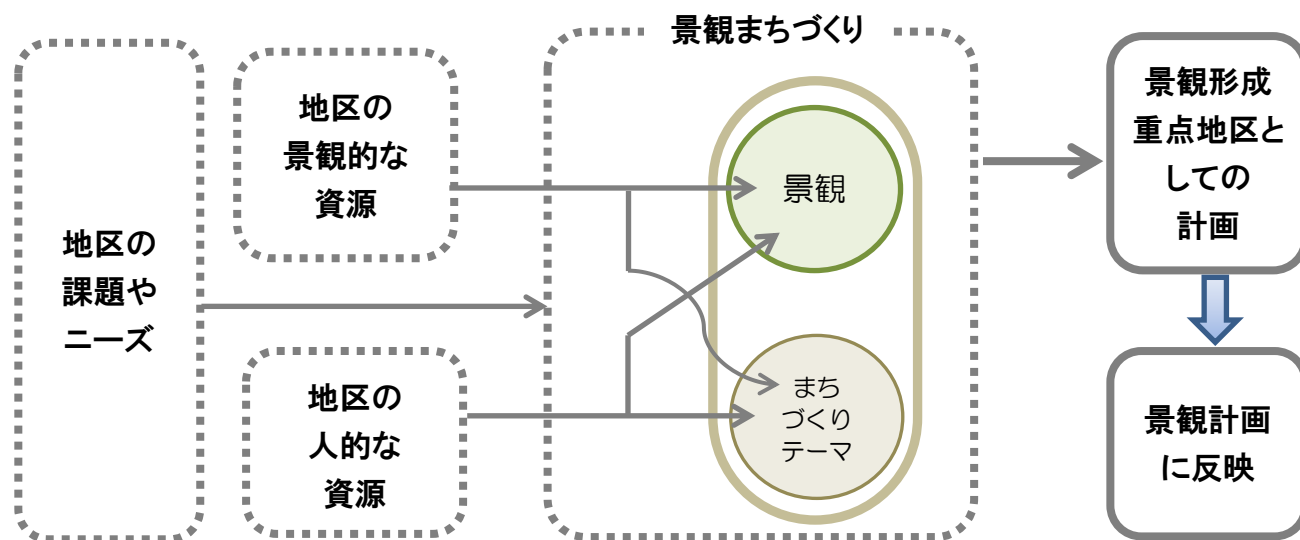
三崎口駅前

6.2 景観形成重点地区の展開について

景観形成重点地区においては、協働の考え方も考慮し、「景観形成」と「まちづくりの他のテーマ」の組み合わせにより、景観まちづくり事業の推進が望めます。

景観形成重点地区の景観的な資源や人的な資源など潜在的な特性や強みを生かして、景観まちづくりの事業を展開し、地域の課題やニーズに対応していくことが大切です。

■ 模式図



6.3 対象地区の考え方

三浦市を特徴づける地域の顔として、以下のような地区を景観形成重点地区の対象として考えていきます。

■ 景観形成重点地区の対象地区

対象地区	対象地区の考え方
景観ゾーン・景観エリアに関連する地区	景観ゾーン・景観エリアにおいて、特に個性や魅力あるまち並みの形成が求められる地区など、景観形成に取り組む必要がある地区
みうら景観資産に関連する地区	貴重な歴史文化資源や自然資源等を有するなど、優れた景観を保全する必要性の高い地区
市民主体の景観まちづくりの意欲がある地区	市民や事業者が主体となって景観まちづくりを行う目的意識や取り組み姿勢のある地区

第7章 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的な考え方

三浦市は、「神奈川県屋外広告物条例」の適用範囲となっています。同条例は、「良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止」を図るために制定されたものです。

三浦市の景観計画では、原則として神奈川県屋外広告物条例の許可基準により、屋外広告物の表示及び掲出の誘導を図ります。

三浦市における屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

- ① 見る者に対して必要十分な規模・数とし、複数の広告物は簡潔な表示又は掲出とする。
- ② 素材、形状を統一すると共に、原色や多色使いを避け、周辺の建築物やまち並みと調和した色彩とする。
- ③ 周辺景観との調和を図りつつ、洗練されたデザインを採用し美観的にも高い品質の広告物とする。
- ④ 広告物の老朽化等による外観、美観の劣化を防止するため、継続的な維持管理を適切に行う。



素材と色彩に配慮した広告
(宮崎県 宮崎市)



大きさを抑え、集約化した広告
(東京都 府中市)



建築物と調和した看板



建築物と調和した看板

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な考え方

三浦市の景観を特徴付ける畑地での農業は、主に農業振興地域内で営まれています。景観農業振興地域整備計画の策定には、地元農家をはじめとする農業関係者の意見を聞きながら取り組んでいく必要があります。そのため、次のように基本的な考え方を定めます。

【景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な考え方】

三浦市の景観的な特徴を踏まえ、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、ふさわしい農用地及び農業用施設などの整備を一体的に推進するため、検討の必要がある地区については、景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら農地の所有者や農業従事者、市民等の意見を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



六合の農地



金田の農地



和田の農地



下宮田・三戸の農地（通称：飛行場ッ原）

第9章 協働による景観まちづくりの考え方

9.1 良好な景観の形成をするための主体について

【活動の観点から】

現在の三浦市の景観は、先人の活動により地形を生かした土地利用の結果により形成されています。海と緑豊かな自然を中心とした景観は、三浦市内の各主体の活動により形成されています。

したがって、良好な景観を形成する主体として以下の三者をあげます。

- (1) 市民（地域）：市内に住んでいる人。市内で働いている人。
- (2) 事業者：市内で事業活動を行う者。
- (3) 三浦市：行政区画の主体。

9.2 主体の役割について

これまでの景観を「守り、育み、後世に伝える」ためには各主体が協働し、互いの役割を担うこととなります。

(1) 市民（地域）の役割

- ア 市民一人ひとりが三浦市の景観形成の担い手であるという自覚をもち、景観への意識を高め、学び、景観保全や管理への活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- イ 市民は、身近な生活空間への美化活動や市民共有の財産としての景観を保全し、後世の世代に「ふるさと三浦」の美しい景観を継承することに努めなければならない。
- ウ 地域（自治会：区や組等）は、地域住民の声を集め、合意に基づき、地域全体として良好な景観形成に努めなければならない。

(2) 事業者の役割

事業者は、建築などの各種行為を通じた様々な事業活動が三浦市の景観に大きな影響を与えているとの自覚を持ち、市域の景観について学び、景観の向上について市民・行政と積極的に協力し、取り組むよう努めなければならない。

(3) 三浦市の役割

市は市民や事業者と、その特性や特徴に合わせた様々な手法で「協働」の仕掛けや調整を行い、景観まちづくりを下支えする重要な役割を担います。

- ア 市は、市民及び事業者と連携・協力し、専門家の意見も加えながら、三浦市の景観の目標像を実現するよう努めなければならない。
- イ 市は、市域の景観の評価を継続的に行い、望ましい景観の形成にむけ、補助事業の実施など経済的な支援、良好な景観形成のための情報発信、市民・事業者と一体となった組織づくりなど、三浦市の景観の価値を高めるため、創造的な努力を継続して実施するよう努めなければならない。

9.3 協働による景観まちづくりの取組み

9.3.1 表彰制度

市は、各主体を様々な手法で「協働」の仕掛けや調整を行う必要があります。そのため、市は、市域の景観を継続的に評価する役割も担うことから、多様な主体と関係しながら景観を評価し、景観まちづくりを協働のかたちで推進する制度として表彰制度を設けます。

9.3.2 景観審議会

学識経験者（専門家）、公共的団体、市民代表及び市長が特に必要と認める者から景観まちづくりを推進するための調査・審議等を行う組織として「景観審議会」を設置します。

9.3.3 景観法の制度及び既存制度の活用

良好な景観の形成には、市民や活動団体との協働が不可欠であることから、景観法においても様々な主体が参画する仕組みが用意されています。

また、三浦市にも既にまちづくり条例により市民協働による制度が整っています。

（１）景観法の制度

ア 景観協定の活用（景観法第81条）

地域の実情に応じたきめ細やかな景観形成を実現するために景観協定の活用を図ることができます。

イ 景観整備機構の活用（景観法第92条）

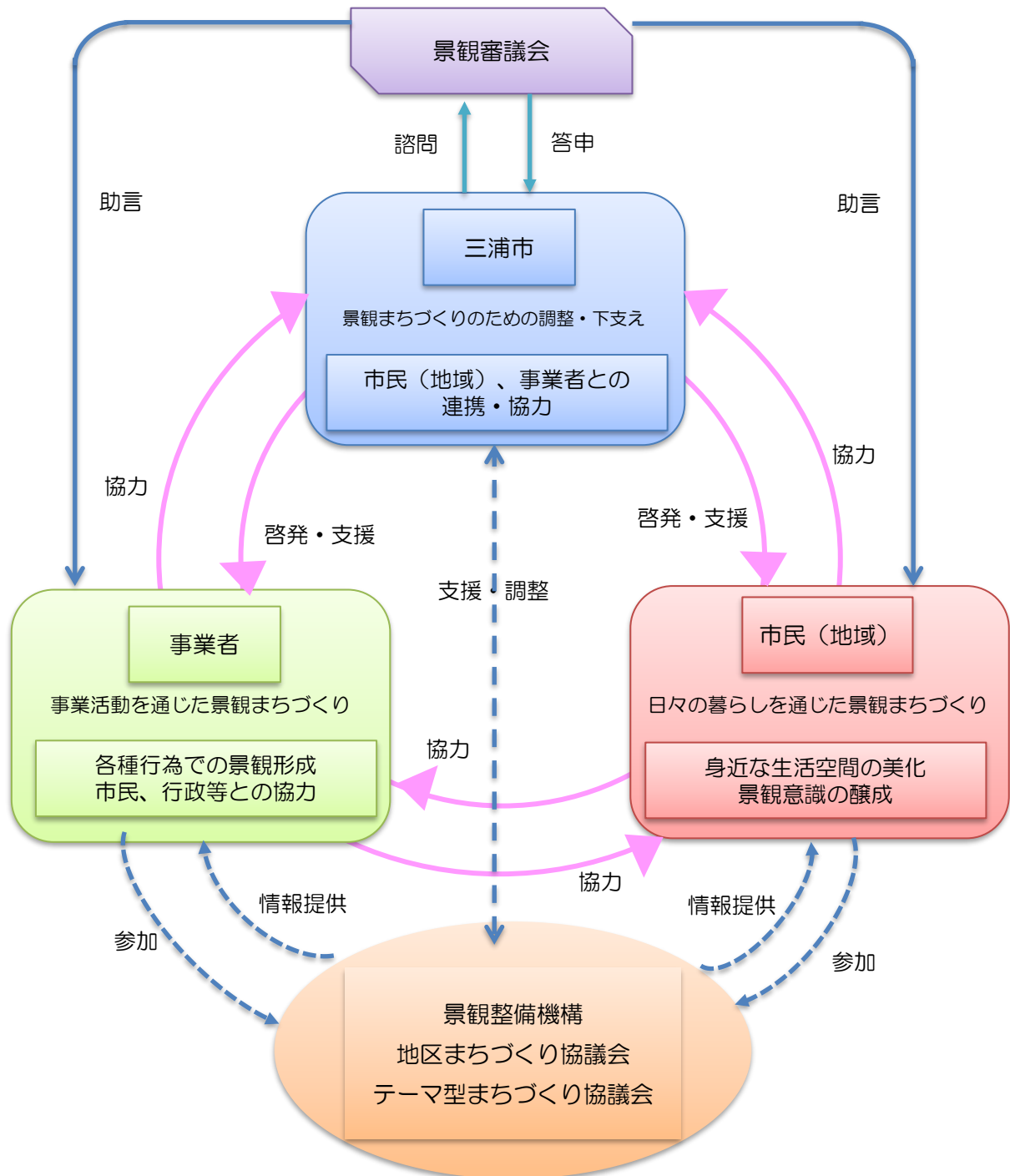
景観まちづくりを促進し先導的な役割を担うために、景観行政団体の指定により景観整備機構の活用を図ることができます。

（２）既存制度

ア まちづくり条例の活用（まちづくり条例第6条～第9条）

- ・ 地区まちづくり協議会とテーマ型まちづくり協議会を活用し、良好な景観を形成する団体を支援します。
- ・ 市は、地区まちづくり協議会やテーマ型まちづくり協議会の組織の設立等の活動に対し、必要となる支援を行います。
 - ①まちづくりに関する情報の提供
 - ②まちづくりに関する専門的知見を有する者又は市職員の派遣

9.4 協働による景観まちづくりの将来像について



参考資料

景観計画用語解説集

【ア行】

- アイストップ 人の視線を引き付ける場所
- 意匠（いしょう） 形・色・模様などを様々に工夫すること。デザイン

【カ行】

- 海食（かいしょく） 海水の運動による海岸とその付近の浅海底に対する浸食作用
- 海食崖（かいしょくがい） 海食によってできた海岸のがけ
- 海食台（かいしょくだい） 海食によってできた海面下にある緩やかな斜面
- 海食洞（かいしょくどう） 波の浸食によって海食崖につくられた洞穴
- 雁行（がんこう） 各建築を少しずつ前後にずらして配置する形態
- 緩衝緑地（かんしょうりよくち） 大気汚染・騒音・悪臭などの公害防止を目的とした緑地
- 建蔽率（けんぺいりつ） 敷地面積に対する建築面積の割合

【サ行】

- 祭祀（さいし） 神や祖先を祭ること。祭典
- 在来種（ざいらいしゆ） もともとその地域に土着していた生物種のこと。
- サイロ 農産物、家畜の飼料を収蔵する倉庫、容器等のこと。
- 遮蔽（しゃへい） 上におおいをかけたりにして、他から見えないようにすること。
- 修景（しゅうけい） 自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。
- 浸食（しんしょく） 地表面が雨、流水、風、氷河などにより削りとられる作用

【タ行】

- 大径木（だいけいぼく） 直径が大きい木
- 段丘崖（だんきゅうがい） ある段丘とそれより一段低い段丘または平野とを境する急崖
- 段丘面（だんきゅうめん） 平坦な台地面

【ハ行】

- ヒューマンスケール 人間の身体や体の一部分の大きさを尺度にして考えること。

【ヤ行】

- 谷戸（やと） 丘陵地や台地が雨水や湧水等により浸食されて形成された谷状の地形
- 擁壁（ようへき） 土の崩れるのを防ぐためにつくられる壁状の構造物
- 鎧下見板（よろいしたみいた） 日本建築の代表的な外壁張りの一つ

【ラ行】

- ランドマーク 景観を特徴づける目印
- 隆起（りゅうき） 陸地が周囲、特に海水面に対して相対的に上昇すること。
- 稜線（りょうせん） 山の峰と峰を結んで続く線。尾根

三浦市景観計画

平成 27 年 2 月策定（平成 27 年 7 月 1 日施行）

令和 5 年 1 月変更（令和 5 年 4 月 1 日施行）

編集・発行 三浦市 都市環境部 都市計画課

〒238-0298 三浦市城山町 1 番 1 号

☎046-882-1111（代表）

URL <https://www.city.miura.kanagawa.jp/>
